



決 定 書

埼玉県比企郡川島町

異議申出人 粕 谷 克 己

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和7年6月2日付けで提起された令和7年5月18日執行の川島町長選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」）について、川島町選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議の申出を棄却する。

本件異議の申出の要旨及び理由

第1 本件異議の申出の要旨

申出人は、本件選挙について、当選人の当選を無効とする決定を求めるものである。

第2 本件異議の申出の理由

本件異議の申出の理由について、異議申出書の記載、申出人の口頭による意見陳述の結果から、その内容を要約すれば、次のとおりである。

- (1) 元川島町役場職員である当選人は、出馬にあたり、地方公務員法で禁止されている政治活動を行い、その地位を利用した選挙運動を行っていたこと。
- (2) 職員を管理監督すべき者である前町長及び前副町長は、当選人を町長に擁立すべく、その地位を利用し、当選人への投票の勧誘を行っていたこと。
- (3) 元町議会議員により、出馬を断念するように選挙妨害を受けたこと。
- (4) 元町議会議員は、当選人を世間に認知させるために、町内の主だった家庭を訪問し、当選人の名刺を渡すといった事前運動を行っていたこと。

決 定 の 理 由

当委員会は、申出人から令和7年6月2日に提出された異議申出書について、令和7年6月3日に、この異議申出につきその要件を審理した結果、これを受理した。

また、申出人から証拠物件の提出及び口頭意見陳述申立書の提出があり、令和7年6月18日に申出人の口頭意見陳述を実施するなど、慎重に審理を行った。

第1 当委員会の判断

1 当選無効となり得べき事由について

当選の効力に関する争訟とは、「有効に行われた選挙において、当選人の決定が違法であること、すなわち、決定をした機関の構成若しくはその手続き、各候補者の有効得票数の算定、または、当選人となり得る資格の有無の認定について違法であることを主張して、当選人と決定せられた者の当選の効力を争う訴訟をいい、広く選挙の法規の違反、殊に当選人等の行為が同法中罰則に掲げる行為に該当することを理由として、当選の無効を主張する場合を含まないものと解するを相当とする。」（昭和28年2月17日東京高等裁判所判決）とされている。

この点、申出人は当選人等の行為が公職選挙法や地方公務員法等で禁止されている違反違法行為であることを理由として、当選人の当選の無効を主張しているが、前述した判決で示された当選無効の原因となり得べき違法事由のいずれにも該当しない。

2 選挙管理委員会の異議申出における判断の範囲について

候補者の選挙運動が法の規定に違反した場合の当該候補者の当選無効の判断については、「当選人については、その罰則該当行為につき有罪判決が確定することにより当然にその当選を無効とする旨が定められている（公選法251条）ことに徴すると、当選人の行為の右罰則該当の有無についての認定・判断は、専ら刑事上の訴追とその結果に委ねられているものと解すべきであり仮に当選人が当該選挙に関して公選法上の罰則に掲げる罪を客観的に犯したとしても、当選人がその犯罪（但し、公選法251条所定の罪に限る。）により刑に処せられることのない限り、当該選挙に関し当選人が現実に右罰則該当の行為をしたという事実のみを理由として当該選挙人の当選無効訴訟を提起することはできないものというべきである。」（平成4年12月17日名古屋高等裁判所判決）とされている。

また、「公職選挙において当選人と決定された者もしくは選挙運動総括主催者等が公職選挙法のいずれかの罰則に違反する行為をしたか否か、これにつき如何なる刑に処すべきかの問題については、同法206条、207条所定の手続において異議決定もしくは訴願裁決をする選挙管理委員会または当選の効力に関する裁判をする裁判所はこれを審理判定する責務権限を有しない。」（昭和35年9月13日最高裁判所判決）とされている。

したがって、当委員会は、申出人の主張が法に違反するか否かの判断を行う権限を有していない。

よって、申出人の主張は、本件選挙における当選人の当選を無効とする事由に該当しない。

第2 結論

以上のことから、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第216条第1項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和7年6月24日

川島町選挙管理委員会
委員長 岩 崎 信 夫

教 示

この決定に不服がある場合は、この決定書の交付を受けた日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で埼玉県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

